

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（こども安全課）

一 趣旨

増加する児童虐待通告に一層迅速に対応するため、新たに埼玉県草加児童相談所を設置するための改正

二 内容

(一) 草加児童相談所を草加市に設置し、所管区域を草加市、三郷市、八潮市、吉川市とする。

(二) 越谷児童相談所の所管区域中、草加市、三郷市、八潮市、吉川市を削る。

三 施行期日

平成三十一年四月一日